平成２１年（フ）第４００号
栃木県宇都宮市今宮１丁目３番９号、前住所神奈川県相模原市相南４丁目24番21号　ビラージュＩＮＯＵＥ202号
債務者　寺内　晴香
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第１２００号
岡山市北区西古松53番地１　アルファステイツ大元駅前1307号
債務者　伊藤　美好
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０１号
香川県丸亀市土居町１丁目６番27号
債務者　川西　　勲
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午前11時
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１０３号
香川県綾歌郡宇多津町浜四番丁43番地３　コンフォートイースト203
債務者　阿部　美和
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午前11時５分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第６２号
秋田県大仙市戸地谷字勧農地95番地４　近江方、住民票上の住所秋田県仙北市西木町門屋字上門屋116番地３
債務者　阿部　朋美（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１６０号
静岡市駿河区大谷904番地の10
債務者　川端志津子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月12日午後２時10分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０１号
静岡市清水区庵原町144番地の４　ハイコーポ清水102
債務者　前田　真理
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月12日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４３４号
神奈川県大和市中央林間３丁目21番25号　ベルハイム101号
債務者　樋口ハビエルこと　ヒグチ　オラヤ　ハビエル　マルチン
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６５号
横浜市泉区上飯田町2422番地　ビューハイツ106
債務者　千田　清子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３５号
岡山市南区あけぼの町20番15号２Ｆ
債務者　鎌倉弘市郎
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３６号
岡山市南区あけぼの町20番15号２Ｆ
債務者　鎌倉　由枝
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３７１号
岡山県玉野市築港１丁目11番６号
債務者　手塚　健介
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８３号
岡山市北区富原1172番地１
債務者　大治　琢也
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１９号
栃木県那須塩原市安藤町40番地326　大原アパート２－１号
債務者　君島幸子こと　キミジマ　プゥーンポーン
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３９５号
栃木県塩谷郡高根沢町光陽台５丁目９番地５光陽台貸家２号
債務者　鈴木マリールこと　スズキ　ゴメス　マリール
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係